

令和5年 5月 24日

奈良県議会議長

岩田 国夫 殿

氏名 田尻 匠



令和5年度4月分政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を提出します。



令和5年度4月分政務活動費収支報告書

氏 名 田 尻 匠

1. 収 入

政務活動費 280,000 円

2. 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	9,751	ガソリン代
研 修 費	0	
広報広聴費	2,400	ホームページ代
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	2,150	新聞代
事 務 所 費	27,500	事務所賃借料
事 務 費	60,048	レンタカー・リース代、 コピー機リース代、コピー機トナー代
人 件 費	56,400	事務補助職員給与
合 計	158,249	

3. 残 余

121,751 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

会計帳簿

会派・議員名 田尻 匠

(単位:円)

年月日	領収書等整理番号	具体的な内容・使途	収入額	支出額	残分率(%)	政務活動費 充当額	使途項目(充当の内訳)									
							調査研究費	研修費	広報広報費	選挙事務費	資料作成費	資料購入費	事務費	人件費		
2023/4/1	1	ガソリン代		6,354	30	1,906	1,906									
2023/4/3	2	ガソリン代		4,315	30	1,294	1,294									
2023/4/4	3	リコー・コピー機リース代(4月分)		10,800	50	5,400							5,400			
2023/4/15	4	ガソリン代		4,498	30	1,349	1,349									
2023/4/16	5	ガソリン代		3,654	30	1,096	1,096									
2023/4/19	6	ガソリン代		2,546	30	763	763									
2023/4/19		政務活動費(4月分)入金	280,000													
2023/4/20	7	ガソリン代		5,073	30	1,521	1,521									
2023/4/27	8	ガソリン代		6,074	30	1,822	1,822									
2023/4/27	9	ホームページ代 4月分(運営管理)		8,000	30	2,400		2,400								
2023/4/27	10	リコー・コピー機トナー代(黒、シアン、マゼンタ、イエロー計4本分)		67,320	50	33,660									33,660	
2023/4/27	11	レンタカーリース料(4月分)		68,960	30	20,988									20,988	
2023/4/27	12	事務所賃借料(4月分)		55,000	50	27,500						27,500				
2023/4/28	13	補助職員給与 4月分(事務員:アルバイト)		112,800	50	56,400										56,400
2023/4/30	14	毎日新聞 4月分		4,300	50	2,150					2,150					
月計		差引残高(収入-政務活動費充当額)21,751	280,000	360,654		158,249		2,400			2,150	27,500	60,048		56,400	
累計		差引残高(収入-政務活動費充当額)21,751	280,000	360,654		158,249		2,400			2,150	27,500	60,048		56,400	

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費	資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動と選挙活動に使用
1	4/1	6,354	30	1,906	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

EneJet

系内品書(領収書)
 (株)奈良自動車学校商事部
 マスオ商事 阪奈宝来給油所
 奈良県奈良市宝来4-1-3
 TEL:0742-49-7888
 2023/04/01(土)07:06

EneKey

元上 JCB
 レギュラー
 020000 ¥6354
 39.71L @160.0 L-1 N-1

小計 ¥6,354
 (10%対象 ¥6,354
 内消費税 ¥577)
合計 ¥6,354

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動と選挙活動に使用
2	4/3	4,315	30	1,294	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

EneJet

系内品書(領収書)
 (株)奈良自動車学校商事部
 724商事 第二阪奈中町IC給油所
 奈良県奈良市中町318-1
 TEL:0742-44-3488
 2023/04/03(月)09:28

EneKey



売上
レギュラー
020000 ¥4315
27.14L @159.0 L-4 N-10
割引適用(020975)
4円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,315
 (10%対象 ¥4,315
 内消費税 ¥392)
合計 ¥4,315

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					3

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

「別添のとおり」

令和 5年 4月 コピー機リース代

田原匠事務所 御中

発行日 2023年04月07日

領収証番号 0000001008



リコーリース株式会社

東京都千代田区紀尾井町イ-1

領収証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領収日	2023年 4月 4日
領収額	10,800 円

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	南都銀行 [Redacted] 35511123

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
A069796023-000	23. 4. 1~23. 4. 30	46	10,000	800

緑きは裏面をご覧ください。

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
<p>調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費</p>	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動と選挙活動に使用
54	16	3654	30	1,096	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

Enejet

系内品書(領収書)

タイガー石油 株式会社
 生駒ハイウェイSS
 生駒市桜ヶ丘3-50
 TEL:0743-74-2402
 2023/04/16(日)15:12

売上 JCB
 レギュラー
 021000 ¥3654
 24.20L @151.0 L-1N-1
 割引適用(002002)
 5円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,654
 (10%対象 ¥3,654
 内消費税 ¥332)
合計 ¥3,654

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動と選挙活動に使用
6	4/19	2,546	30	763	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

EneJet

系内品書(領収書)
 (株)奈良自動車学校商事部
 マスオ商事 阪奈宝来給油所
 奈良県奈良市宝来4-1-3
 TEL:0742-49-7888
 2023/04/19(水)10:20

EneKey
様

売上 JCB
 レギュラー
 020000 ¥2546
 16.32L @156.0 L-6 N-16
 2円割引チケット適用(984197)
 2円/L,個 割引 済み

小計 ¥2,546
 (10%対象 ¥2,546
 内消費税 ¥231)
 合計 ¥2,546

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動と選挙活動に使用
7	4/20	5,073	30	1,521	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

EneJet

納品書 (領収書)

(株)奈良自動車学校商事部
 マスオ商事 阪奈宝来給油所
 奈良県奈良市宝来4-1-3
 TEL: 0742-49-7888
 2023/04/20(木) 10:01

EneKey
 様

売上 JCB
 レギュラー
 020000 ¥5073
 32.11L @158.0 L-6 N-16
 2円割引チケット適用(000820)
 2円/L.個 割引 済み

小計 ¥5,073
 (10%対象 ¥5,073
 内消費税 ¥461)
 合計 ¥5,073

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動と選挙活動に使用
8	4/27	6,074	30	1,822	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

EneJet

納品書(領収書)

(株)奈良自動車学校商事部
 マスオ商事 阪奈宝来給油所
 奈良県奈良市宝来4-1-3
 TEL:0742-49-7888
 2023/04/27(木)11:24

EneKey
様

売上 JCB
 レギュラー
 020000 ¥6074
 38.44L @158.0 L-3 N-7
 2円割引チケット適用(001640)
 2円/L.個割引済み

小計 ¥6,074
 (10%対象 ¥6,074)
 内消費税 ¥552
 合計 ¥6,074

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費
広聴広報費	要請陳情等活動費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動報告、その他活動報告、 選挙活動報告に活用
9	4/27	8,000	30	2,400	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

「別添のとおり」

令和 5年 4月 ホームページ運営管理代

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
10	4/27	67,320	50	33,660	政務活動と選挙活動を併用して使用

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収証No. **562884**

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

20 23年 4月 27日

下記の通り正に領収致しました。

(お客様)

田尻匠県政事務所 様

金額	十億	百万	千	円
			¥67,320	

内消費税等 _____ 円

但し、コピー機トナー代(黒、黄、青、シアン 各1本)

※ 金額の先頭に¥が無いもの社印及び扱者の無いもの、金額を訂正したもの、複写でないものは無効と致します。

※ (1)現金 (2)小切手 (3)振込 (4)自振 (5)手形 枚 (9)相殺

リコージャパン株式会社

扱 者



課所名 _____

コピー機トナー代

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

用途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					11

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領 収 証

No.028016

田尻 匠 殿

令和 5 年 4 月 27 日

金額 ¥ 69,960

内訳 但し2023年4月分リース料

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. クレジット



上記金額正に領収致しました



近鉄レンタリース株式会社
 大阪市天王寺区上本町9丁目4番17号
 TEL (06)6772-8221



(注) 本証に取扱者印なきもの、金額訂正したもの、複写でないものは無効です。

②お客様

令和 5 年 4 月 レンタカー リース代

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と選挙活動を併用して使用
12	4/27	55,000	50	27,500	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

(A片) 振込金受入書

※印の箇所それぞれお書き入れ下さい

お振込額	百万	千	円
	¥	55000	
先方銀行	南都銀行富雄支店		
振込先	株式会社 キタダ		
お振込人	田尻匠県政事務所		
明細	家賃	50,000円	4月分
	共益費	円	月分
	電気料金	円	月分
	水道料金	円	月分
	ガス料金	円	月分
	消費税	5,000円	4月分

上記のとおり振込金として受け取りました。
令和5年4月27日
南都銀行富雄支店

出納(6) 取 27入
南都銀行富雄支店

・金額訂正はできません。本証は大分県に保管下さい。
(取扱店→お振込人)

令和 5年 4月 事務所賃貸料

領収書等添付用紙

会派・議員名 田尻 匠

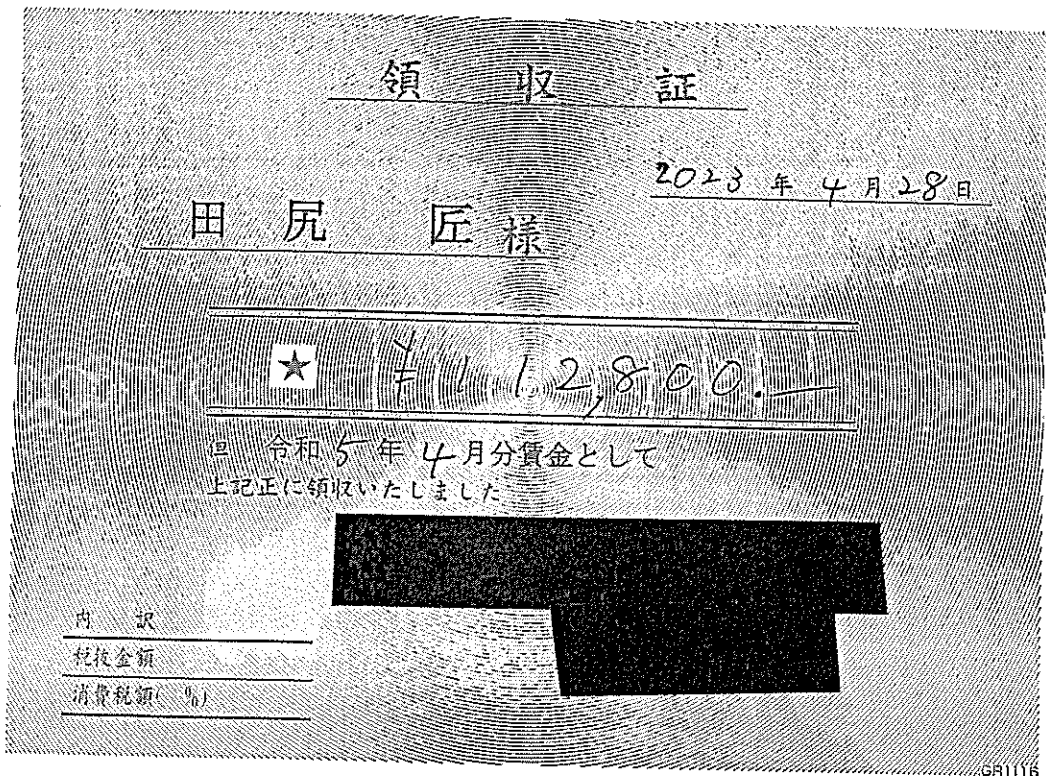
【 令和5年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ <u>人件費</u>	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と選挙活動を併用して使用
13	4/28	112,800	50	56,400	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



内 訳
 税抜金額
 消費税額(%)

令和 5年 4月給与

領収書等添付用紙

会派・議員名 田 尻 匠

【 令和5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ <u>資料購入費</u> ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と選挙活動を併用して使用
14	4/30	4,300	50	2,150	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



領 収 証

2023年04月分

No. 1-190-0154-101

田尻 匠 様

銘 柄	部	金 額
毎日新聞※	1	4,300
合 計		¥ 4,300
※は軽減税率対象品目		

お知らせ

購読料のお支払いは便利な自動振替制度もございます。

毎度ご購入有難うございます。上記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,300(消費税 ¥318)

毎日新聞学園南販売所

〒631-0044

奈良市藤の木台4丁目2-5-4

TEL: 0742-44-1166

FAX: 0742-44-1302



4/30

令和 5年 4月 毎日新聞購読料

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 田尻 匠					
年 月 日	令和5年4月27日 (木)				
表 題	田尻匠県政事務所ホームページ				
対 象 者	インターネット利用者				
開 設 目 的	適宜、議会・県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 30% その理由 (政務活動報告、その他活動報告、選挙活動報告に活用)				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治活動の理念 ● プロフィール ● 県議会活動の報告 ● 地域活動の報告 ● 県政への意見募集 など 				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	開設・制作・維持管理・サーバー使用料	ビュアネット	8,000 円	月額定額	9
	ビュアネット 30%充当		計 8,000 円 x 1ヶ月 x 30% =	2,400 円	合計
備 考	ホームページアドレス : https://tajiri-takumi.jp/ 添付資料 WEB サイト制作及び管理委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

当該WEBサイト(WEB)の制作及び管理委託者 たじりたくみ県政事務所様(以下「甲」という)と、その受託者であるピュアネット代表取締役 恵理子(以下「乙」という)とは、下記「たじりたくみ県政事務所WEBサイト」(以下「本WEBサイト」という)の制作及びその管理委託業務等に関し、以下のとおり契約を締結する。

尚、「本WEBサイト」の基本的な構成は、乙が甲に仕様書(別紙仕様書)により、甲乙相互に確認し承認するものとする。

第1条(制作委託)

1. 甲は乙に対し、別紙仕様書の本WEBサイトの制作を委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は本WEBサイトの制作に責任を負う。
3. 甲は、本WEBサイトが他人の著作権およびその他の権利を侵害しないことを保証する。本WEBサイトにより権利侵害などの問題を生じ、その結果、乙または第三者に対して損害を与えた場合、甲乙事前に協議を行った上で、甲がその責任を負う。

第2条(本WEBサイトの管理運営)

1. 本WEBサイトの内容(コンテンツ)に関しては甲の責任とする。甲は乙に対し、本WEBサイト内の文章の追加・修正・削除などを要求することができる。乙はそれを速やかに行わなければならない。
2. 但し、甲が乙に対し、別紙仕様書に定めた内容や体裁以外の大幅な変更、あるいは大幅な加筆・修正を希望する場合は、甲乙が事前に協議を行い、仕様の変更及びそれによって生じる経費を書面にて示し、双方合意をしたらうえでそれを行うものとする。
3. 甲は乙に対し、前項で合意した代金を、本契約書第3条で定めた金額とは別途支払うものとする。
4. 乙は甲に対し、本契約締結後から契約終了まで3ヶ月ごとに運営に関する作業等の報告を書面にて提出する。

第3条(支払と契約期間)

1. 本著作物の別紙仕様書に基づく制作及び管理運営の代金を、甲は乙に契約締結後、毎月下旬に乙の銀行口座へ支払うものとする。尚、制作費と運営費を含め、月額8,000円(税込)とし、乙は甲に対し、都度請求書及び領収書を発行する。
2. 契約期間は、2019年8月1日から2023年5月31日までの46か月間とする。

第4条(権利の帰属)

1. 本契約に基づくWEBサイト制作に必要なHTMLデータ及び画像データ、スクリプト等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は乙に帰属する。
甲が提出した、テキスト原稿・画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 本契約書第8条に基づき、契約を解消した場合、解除日からWEBサイトのデータすべては乙に帰属し、乙は甲の指示に基づき、破棄するものとする。

WEB サイト制作及び管理委託契約書

有限会社 ピュアネット

第5条(機密保持義務)

1. 甲および乙は、本契約に基づき業務上知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密について、相手方の事前の書面による同意なく、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども、第三者に提供または漏洩し、もしくは本契約以外の目的に利用してはならないものとする。

第6条(個人情報の保護)

1. 個人情報の保護に関しては、日本の法律においての個人情報保護に関する法律に準拠し、従うものとする。

第7条(責任制限)

1. 乙は、制作物自体または制作物の仕権から直接的、または間接的に生じたいかなる損害について、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、本契約で締結する金額を超えて責任を負わない。

第8条(本契約締結後の取消、中途解約)

1. 甲は本契約の締結後、本契約書第3条で定めた契約期間の間は解約することができない。但し、甲の判断で運営が困難と判断した場合は、甲は乙に対し契約解除日の30日前に契約解除の旨を通告し、甲乙共に協議を行った上で、本契約書第3条で定めた契約期間を無視し解約することができるものとする。
2. 契約解除になった場合、契約日をもって本WEBサイトの制作・運営は終了するものとする。終了後、乙は甲の指示に基づき、本WEBサイトのデータを破棄するものとする。
3. 契約終了日をもって、取得ドメイン taljiri-takumi.jp の管理・所有権は甲から乙に移管し、乙はドメインの有効期限を迎えるまで管理を行う。尚、有効期限を迎えた場合は更新をせず、破棄のために更新手続きを行わないものとする。

第9条(協議)

1. 本契約にない事項及び本契約書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第10条(再委託)

1. 乙は、自らの責任において、本業務の一部を第三者に委託することができる。
2. 乙は、前項の場合、当該再委託者に対し本契約書第5条に定める機密保持義務と同様の義務を負わせなければならない。

第11条(契約上の地位の移転等の禁止)

1. 甲および乙は、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転しまたは第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、前条の定めに基づき再委託の場合には、この限りではない。

第12条(条項の無効について)

1. 万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第13条(準拠法について)

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第14条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は本契約書第3条に基づくとし、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示しない事項に関して本契約の失効時に存続している場合については、前項の定めにかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第15条(協議および管轄裁判所について)

1. 本契約に定めのない事項に関して甲乙間で問題及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をすものとする。
2. 甲および乙は、本契約に関して当事者に紛争が生じ、訴訟の必要性が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年8月1日

甲 住 所 奈良市富雄北1丁目3番5号 キタダビル3階

社 名 たじりたりくみ県政事務所



代 表 者 田尻 匠

乙 住 所 奈良市山崎西町1号310



社 名 有限会社 和信

代 表 者 藤本

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 田尻 匠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市富雄北1丁目3番5号 キタダビル3階 電話 0742-52-1666 延べ床面積 39.6 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (2~4月選挙事務所)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社キタダビル) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 39.6 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.8 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 19.8/39.6 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 面積案分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑨備考	利用期間: 令和5年4月1日から令和5年4月30日

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借契約書

株式会社キタダビル 代表者 北田充秀 (以下甲という) と田尻匠 (以下乙という) との間次のおり契約を締結した。

第 1 条 甲はその所有する下記物件 (以下本物件という) を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約諾した。

物件の表示 奈良市富雄北1丁目3番5号
第1キタダビル3階(12坪)

第 2 条 乙は本物件を事務所として使用することを目的とし前記目的以外に使用できない。

第 3 条 乙は賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって使用すると共に、本物件の全部、又は一部分といえども他に賃借権を譲渡したり、転貸してはならない。また名目の如何を問わず他と共同使用してはならない。

第 4 条 本物件の賃貸借期間は、令和元年7月1日 から 令和3年6月末日 までの2ケ年とする。

但し期間満了前2ヶ月以内に甲、乙協議成立したときは末尾確認書をもって契約を更新することが出来る。

第 5 条 賃貸料は 1ヶ月金 50,000 円 (税別) 也として乙は毎月末日までに翌月分を前払いとして甲に支払うものとする。

第 6 条 乙が賃貸料並びに諸料金を第5条の支払期日まで納入しないときは乙は甲に対し年 14.6% の割合による延滞料を加算して支払わなければならない。

キタダビル賃貸借契約書

令和元年 6月13日 (2019年)

第 7 条 本契約期間中といえども経済情勢の変動、公租公課その他負担の増加等の事由があるときは甲は乙に対して賃貸料の増額を請求することができない。その際乙は増額を拒むことができない。

第 8 条 乙は本物件に関する下記費用を負担するものとする。

- ① 本物件の主体建築および基礎的附帯設備以外は一切の修繕費、電気、水道およびガスに関しては本物件附属の計量器より内側に係る修理一切。
- ② 建具類、畳、シャッター、窓硝子、水洗便所の故障等の修繕費。

第 9 条 天災地変、出火類焼その他の原因により甲の責に帰し得ない事由によって乙が受けた損害について甲は賠償の責を負わない。

第 10 条 天災地変、出火類焼その他の原因により本契約が継続不能の状態となったときは、甲は乙に対して残り家賃の返還はせず、乙は之を請求せざる事を約諾した。

第 11 条 甲または甲の指示を受けた者（請負人、臨時雇者等を含む）はこの建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し必要あるときは随時本物件内に立入り調査できる。また乙に対し臨機の指示を命ずることができ、乙は甲の指示に従わなければならない。

第 12 条 乙は下記の各号の場合、甲に対して予め書面による申出をなし甲の書面による承諾を受けなければ実施することができない。

- ① 乙が本物件の内外を問わず改修、造作、塗装、間仕切、電気装置、ガス、水道等施設の新設変更および撤去する場合。
- ② 建物の外面（屋上を含む）窓硝子、階段その他に広告文、ポスター等の掲示および看板を設置する場合。
- ③ その原状を変更する場合。

第 13 条 乙において下記の各号に1つでも該当する行為があった場合は、甲は乙に対し催告その他何等の手続きを要せずして単に通知するのみで本契約を解除することができる。契約解除を受けた乙は速やかに本物件を甲に明け渡し返還しなければならない。

① 本契約条項の1つにでも違反した場合。

② 賃借人またはその使用人の過失により本物件を著しく毀損しまたは本物件内で火災を発生せしめたとき。

③ 賃料または諸料金の支払いを2ヶ月以上延滞したとき。

④ 無断で本物件から退去したとき、または正当な事由なく2ヶ月以上本物件を使用しないとき。

⑤ 他から仮処分、仮差押、競売、強制執行、破産等の申立を受けたとき。

⑥ 近隣との共同秩序を破壊する行為のあったとき。

⑦ その他不信の行為があったとき。

第 14 条 賃貸借期間の満了、契約の解除、その他自由の如何を問わず賃貸借関係が消滅した場合は、乙は遅滞なく乙の費用で本物件内外に残存する一切の乙の所有物件を撤去するなど甲の指示に基づき、契約時の現状に復さなければならない。

乙において現状に復さない場合は甲において之を行う。この場合に要する費用は乙の負担とする。

また乙の所有物件の処分権は甲のものとするも乙は異議なきものとする。

第 15 条 賃貸借期間終了後、本物件の明け渡し完了に至るまでの期間については乙は甲に対して損害金として第5条所定の賃料ならびに諸料金および第6条所定の延滞料を支払わなければならない。

第 16 条 賃貸借期間の満了、契約の解除、その他自由の如何を問わず賃貸借関係が消滅した場合は、乙は甲に対して本物件に関する本契約上の一切の債務を清算完済するは勿論、移転料、立退料、老舗料、造作買取費、その他名目の如何を問わず一切金銭上の請求は出来ない。

第 17 条 万一乙が死亡し家族が引続き賃借する場合は相続人を定め甲に申出て契約者とする。若し2ヶ月以内に申出ない場合は本契約が解除されたものとして甲より本物件の明け渡しを請求されても異議はないものとする。

第18条 保証人は乙と連帯して甲に対し本契約に基く一切の債務履行および損害賠償の責を負わなければならない事は勿論、債務不履行の場合には全財産に対し直ちに強制執行を受けても異議無い事を確認した。
本契約第4条但し書の場合もまた同じ。

第19条 本契約履行に関する細目は末尾記載の細則事項につき不知、不該その他例文等の事由を以て本契約に基く債務を免れることができない。

第20条 貸借期間中もしくは期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは甲は6ヶ月前に、乙は3ヶ月前にいずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第21条 水道料、電気代、ガス代については、共同部分の配分の関係がある為、甲の責において毎月精算することを乙は承諾するものとする。

第22条 甲は消費税納税義務者である為、消費税相当額は乙の負担とする。

第23条 本契約書に定めなき事項は、甲、乙協議の上これを定める。万一訴訟等の生じたときは甲の居住地の裁判所を第一審の裁判所とすることに各当事者は合意した。

止配契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通ずつ保有するものとする。

令和元年6月13日

甲 住所

奈良市雷雄北一丁目3番5号

株式会社 幸守

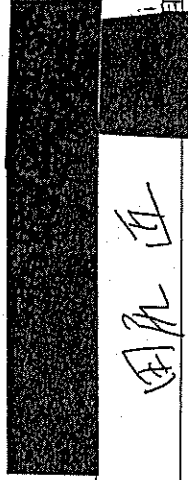
代表取締役 北田亮秀



氏名

乙

住所



氏名

田丸 匠

連帯保証人

住所

氏名

印

契約履行に関する細則

1. 開店・閉店については乙の自由時間とする。又休日についても同じ。
2. 乙の所有物件は本物件の外を問わず乙においてその保管の責に任ずる。
3. 本物件に付属する錠鍵は乙において大切に保管するは勿論、万一毀損紛失した場合は乙の費用をもって新調又は修繕する。
4. 甲の承認を要する事項について
 - ① 金庫、その他重要物を搬入する場合。
 - ② 電灯、電力、電話引込み架設する場合。
 - ③ 甲の施設した以外の暖房、放熱器類を使用する場合。
5. 甲に連絡を要する事項について
 - ① 電気、ガス、水道等その他の設備に故障を生じた場合。
 - ② 火災、盗難その他非常事故を発生した場合、最寄の警察署または消防署に連絡すると共に甲に連絡する。
 - ③ 閉店後非常事項発生の際の連絡先を予め書面にて甲に通知しておくと共に親しい近隣にも相互連絡をつけておく。
 - ④ 火元責任者を定め常に火災の予防に注意し、発火性、爆発性のある物をはじめ、危険物一切を持ち込まない。やむを得ず持込む必要のある場合は監督官庁の許可又は指示を受けると共に甲にも連絡する。
 - ⑤ 店舗を5日間以上閉店する場合。
6. その他について
 - ① 各店舗・事務所内外の清掃、塵埃は乙において一切処理し常に清潔にしておくこと。
 - ② 洗面所、便所は特に常に清潔に使用するは勿論、煙草の吸殻、樽寸、布、脱脂綿等による故障の起きないよう特に留意のこと。
 - ③ ガスの取扱いは充分注意し、ガス漏れの点検、元栓の開閉の確認を行いガスによる不測の災害のないよう各自責任をもって務める。
 - ④ 各店舗に消火器の備付の励行。
 - ⑤ 動物、獣、爬虫類等の生物の飼育は一切認めない。
7. 本細則の定め無き疑義が生じた場合は甲、乙相互において協議する。

確認書

契約期間満了につき下記の通り契約更新する。
 更新期間 自 昭和 3 年 7 月 1 日 未日
 至 昭和 4 年 6 月 未日

摘要

甲 昭和 3 年 6 月 13 日
 奈良市富雄北一丁目3番5号
 株式会社 北田充直
 代表取締役 北田充直

確認書

契約期間満了につき下記の通り契約更新する。
 更新期間 自 昭和 4 年 7 月 1 日 未日
 至 昭和 5 年 6 月 未日

摘要

甲 昭和 4 年 6 月 14 日
 奈良市富雄北一丁目3番5号
 株式会社 北田充直
 代表取締役 北田充直

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 田尻 匠

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和5年4月1日～令和5年4月30日	
④職務内容	政務活動・選挙活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	900円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(2.5時間) / 政務活動(2.5時間) + その他業務(2.5時間) → 按分率 1/2 <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数() / 政務活動() + その他業務() → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 → 按分率 /	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]		生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]			
現住所	[Redacted]		電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。				
雇用期間	令和 5年 4月 1日から 令和 5年 4月 30日まで			
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員	その他 ()
就業場所	奈良市富雄北1-3-5 キタダビル3階 田尻匠事務所			
仕事内容	政務活動に係る補助			
就業時間 (休憩時間)	10:00 ~ 16:00 (休憩1時間) 週3日程度			
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()			
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()			
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 900円 諸手当 通勤手当 (一日あたり) 200円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月月末) 賃金支払日 (翌月初旬) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和5年 4月 1日</div> 雇用者 田 尻 匠 被雇用者 [Redacted]				

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 田尻 匠】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2023/4/1
-------	----	------	----	-------	----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	24														24
労働時間数	120														120
時間外労働	0														0
休日労働	0														0
深夜労働	0														0
基本給	108,000														108,000
時間外手当	0														0
通勤手当(課税)	0														0
通勤手当(非課税)	4,800														4,800
課税合計	108,000														108,000
非課税合計	4,800														4,800
総支給額	112,800														112,800
健康保険料	0														0
介護保険料	0														0
厚生年金保険料	0														0
雇用保険保険料	0														0
社会保険料合計	0														0
課税対象額	108,000														108,000
所得税	0														0
市町村民税	0														0
控除額合計	0														0
差引支給額	112,800														112,800
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。